

日本運動障害研究会会則

令和2年4月1日現在

第1章 名称,事務局

- 第1条 本会は日本運動障害研究会 (Japanese Society of Movement Disorder and Disability: JSMD) と称する。
- 第2条 本会の事務局は埼玉県さいたま市大宮区天沼町 1-847 自治医科大学附属さいたま医療センター脳神経内科に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は運動障害をきたす神経疾患の診断・治療ならびに原因・病態解明の進歩、発展を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学術研究会の開催 (毎年1月および7月の年2回)
 - (2) 機関誌の刊行 (運動障害研究会機関誌, Journal of Movement Disorder and Disability: JMDD) を年2回行う。
 - (3) 診療ならびに研究協力

第3章 会員

- 第5条 会員は神経疾患の診療・研究あるいは神経科学の研究に従事し、本会の主旨に賛同する者とする。
- 第6条 会員は入会の際に、住所、氏名、所属名、専門分野等を所定の申し込み用紙に記入し会長まで提出する。
- 第7条 会員は所定の入会金および年会費を納付しなければならない。既納の会費はこれを返却しない。
- 第8条 本会の発展に格別の功績ある者を幹事会の議により名誉会員とすることが出来る。会員を退いた場合は顧問とすることが出来る。名誉会員・顧問は会費を免除される。名誉会員・顧問は幹事会に出席し助言することが出来る。
- 第9条 会員は退会届けを提出して退会する。また年会費を2年納付しないものは幹事会の議のうえ除名できる。

第4章 役員

- 第10条 会長 1名, 幹事 40名程度
会長,幹事の任期は3年とするが再選を妨げない。
会長,幹事は互選による。幹事は新たな幹事を推薦することが出来る。
会長は本会を代表し、本会の運営を統括する。
幹事は会長を助け、会全体の発展のために積極的に活動する。
- 第11条 各研究会では、当番幹事を置く。当番幹事は演題の募集、広告掲載料の募集、当番研究会の運営、特別講演者の決定、講演抄録の回収、編集後記の記述までの責務を負う。

第5章 幹事会および総会

- 第12条 幹事会は年2回、研究会開催前に行う
幹事会は、会長、幹事、機関誌編集幹事により構成される。
- 第13条 幹事会の議題は次々回研究会の当番幹事の決定、人事、会計報告、機関誌の検討、名簿整理、研究会運営一般、共催者側との調整、その他よりなる。

第6章 会計

- 第14条 本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。
- 第15条 本会の収入は入会金、年会費、寄付によってまかなう。本会の会計は事務局が実務を行い、別の幹事1名による監査を受けたのち、幹事会に報告し毎年7月の総会にて承認を得る。

第7章 会則の変更

- 第16条 本会則の変更にあたっては、会員からの提案内容を幹事会にて審議したのち、総会に諮り3分の2以上の賛成をもって承認と見なす。

付 則

- 第1条 機関誌は研究会が独自に刊行する。
- 第2条 年会費 3,000 円
研究会参加費 会員 1,000 円,非会員医師 3,000 円,非会員非医師 2,000 円,学生無料。⁽¹⁾
- 第3条 本会則は令和2年4月1日から施行する。

⁽¹⁾ 2020年4月1日改正